

野焼き(屋外における焼却行為)について

一般家庭(事業所)から出るごみを庭や畑等で焼却処理する行為、いわゆる野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で原則禁止されています。

しかし・・・

野焼き(屋外における焼却行為)に伴い、町には次のような苦情が寄せられます。

- 野焼きの匂いが洗濯物につくので、外に干せない
- 野焼きの煙が家の中に入ってくるので、窓を開けられない・・・など

そこで・・・

野焼きを行う場合の注意事項

やむを得ないものとして行われる軽微な焼却(注1)については、規制対象になっていませんが、近隣トラブルの原因にもなりますので、風向きや時間帯など、周辺的生活環境への配慮をお願いします。また、消火できる準備をして、目を離さないようにしてください。

(「野焼き」は、大量の煙や悪臭が発生し、近隣の迷惑になります。燃焼時の温度の管理や排ガス対策が行われないため、人の健康への影響が心配されています。)

【農業に伴う野焼きについて】

農業を営むための野焼きは、やむを得ない行為として認められていますが、苦情が寄せられた場合は、神奈川県生活環境保全等に関する条例に基づく指導の対象となります。

【野焼きに伴う生活被害を感じた場合】

環境課 環境班へご連絡ください。現地を確認し、法令違反の場合や一部例外の燃焼であっても、周辺環境への影響が軽微とは認められない場合は、焼却中止命令を行います。

※ 火災と紛らわしい煙等を発生する恐れがある行為は、事前に小田原市火災予防条例第45条に基づく火煙発生届出書の提出が必要となります。

詳細は、小田原市消防本部 HP 又は同本部予防課(0465-49-4427)にお問合せください。

(注1) やむを得ないものとして行われる軽微な焼却 ～規制の対象外となっているもの～

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)】

- 1 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- 2 災害の予防、応急災害対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 3 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 4 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- 5 たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

例えば……

どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
農業者が行う稲わら等の焼却
たき火、キャンプファイヤー等を行う際の木くずの焼却

【神奈川県生活環境の保全等に関する条例及び同条例施行規則(抜粋)】

- 1 農林業者(日本標準産業分類に定める農業、林業(管理、補助的経済活動を行う事業所(01 農業)(園芸サービス業に係るものに限る。)及び園芸サービス業を除く。)を営む者をいう。)が、自己の農業又は林業の作業に伴い行う焼却であって軽微なもの
(例: 農業者が行う病虫害防除目的の畦畔(けいはん)の枯草の焼却、肥料とするために行う草木の焼却等)
- 2 日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
(例: 庭でバーベキューやたき火を行う際の薪または木切れの焼却)
- 3 屋外レジャーにおいて通常行われる焼却であって軽微なもの
(例: キャンプファイヤーやキャンプ場でバーベキューを行う際の薪または木切れの焼却)
- 4 教育活動の一環として通常行われる焼却であって軽微なもの
(例: 学校活動やボーイスカウトにおいて炊き出し訓練を行う際の薪または木切れの焼却)
- 5 地域的慣習による催し又は宗教上の儀式行事のために必要な焼却
(例: どんど焼き等の地域の祭事、護摩焚き等)
- 6 消火訓練に伴う焼却
- 7 災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な焼却

ただし、いずれの場合も、合成樹脂やゴムなど、黒煙や悪臭を発生させるおそれがあるものは焼却できません。また、周辺地域環境に与える影響が軽微であることが条件です。

このページに関するお問い合わせ先

環境課

〒258-8502

神奈川県足柄上郡開成町延沢 773 番地

環境班 TEL:0465-84-0314 (直通)